

無戸籍者に関する調査結果

法務省民事局民事第一課

1 調査の目的

法務局においてこれまでに把握した無戸籍者のうち、離婚後300日以内に生まれた子について、その母の再婚の有無及び時期に係る傾向の分析を目的とする。

2 本調査における前提条件

- (1) 調査対象局：17局（東京，横浜，静岡，京都，大津，津，金沢，広島，松江，熊本，那覇，仙台，盛岡，札幌，釧路，高松，松山）
- (2) 調査対象者：基本的に、令和2年9月末日時点¹で、上記対象局で把握済みの無戸籍者
- (3) 調査対象者数：1211名^{2 3}

3 調査結果

- ① 離婚後300日以内出生子数：808名
- ② ①のうち母が離婚後300日以内に婚姻し、その後に出生しているものの数：289名(35.8%)
- ③ ①のうち母が離婚後300日以内に婚姻しているものの数（②を除く）：89名(11.0%)
→②と③の合計：378名(46.8%)
- ④ ①のうち母が離婚後2年以内に婚姻しているものの数（②及び③を除く）：67名(8.3%)
→②と③と④の合計：445名(55.1%)

¹ 東京法務局，横浜地方法務局では，同年7月末時点，大津地方法務局では，同年10月末時点で把握済みの無戸籍者を対象に調査をした。

² 戸籍不分明のまま死亡した者も含んでいる。

³ 令和2年9月末日時点で法務省が把握していた無戸籍者は合計3235名である。